

作業の進捗状況及び課題について

浜松市資料1

1 改訂版4表試作の進捗状況

(1) 普通会計の総務省改訂版4表

- ・ 第1回実務研究会後、4回の打ち合わせを実施。
- ・ 公有財産台帳の段階的整備に着手、売却可能資産は概ね整理を完了。(8月末)
- ・ 普通会計の総務省改訂版4表を試作。(8月)
- ・ 税等不納欠損見込額と普通会計の将来負担に関する情報を試算。(9月)
- ・ 税等不納欠損等の情報を追加し、普通会計の総務省改訂版4表完成。(9月)
- ・ 議会及びマスコミに公表済。(9/29)

(2) 連結の総務省改訂版4表

- ・ 総務省「連結バランスシートについて(試案)17.9.13」により作成済。
- ・ 行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書については、10月末の完成に向けて作成準備中。

2 改訂版4表試作に際しての課題事項

(1) 貸借対照表

- ① 売却可能資産・・・**浜松市資料2**を参照のこと
 - ・ 売却可能資産の基準、資産額の算出方法、有形固定資産の控除の考え方
- ② 不納欠損見込額・・・**浜松市資料3**を参照のこと
 - ・ 算出基準(議会对応などを考えると一定のルールが必要)
- ③ 他団体及び民間への支出金により形成された資産
 - ・ 23表(県営事業負担金等)の按分方法(21表(補助)、22表(単独)、73表(用地)と費目区分が一致しない)
- ④ 上の支出金に充当された純資産
 - ・ 21表、22表の国県支出金のうち「他団体及び民間への支出金により形成された資産」をオフバランスするための按分方法
- ⑤ 普通会計の将来負担に関する情報・・・**浜松市の財政のすがた P39**を参照
 - ・ 将来負担については、実質公債費の考え方に基づいて算出
 - ・ 将来負担軽減資産の範囲は貸付金、基金、退職手当組合積立金、流動資産

(2) 行政コスト計算書

① 不納欠損見込計上額の算出方法

- ・ 当期末不納欠損見込額 - 前期末不納欠損見込額 + 当期不納欠損額

(3) 純資産変動計算書

① 「公共資産形成一般財源等」と「その他一般財源等」の算出方法

- ・ 理論上期首・期末が導き出されるが、決算統計から算出した数値で科目振替(表3)をしても一致が困難。
- ・ 「一般財源等」は、公共資産形成とそれ以外の財源の区分けがないため、期首をどう導き出すか。
- ・ 期末の導き方は、理論値を用い期末の答えを出してから科目振替で調整したが、振替数字の根拠が薄い。
- ・ 決算統計上から積み上げて科目振替額を算出し期末を算出した場合、数値のブレが大きい。

(4) 資金収支計算書

① バランスシート、行政コスト計算書との整合

- ・ 経常収支の部の収入・・・地方債発行額(臨時財政対策債+減税補てん債)、基金取崩額はオンバランス科目
- ・ 公共資産形成の部の支出・・・公共資産形成補助金等支出は行政コストに計上

公有財産台帳の資産評価について

浜松市資料 2

1. 新公会計制度の整備に向けた普通財産の資産評価の考え方

(1) 売却可能資産の把握

- 段階的に公有財産の資産評価を行い、貸借対照表に反映。
- 本年度の対応として、売却可能資産（普通財産の）を把握。

(2) 資産評価にあたっての留意点

- 簡便な方法であること（時間・労力を要しないこと）
- 全市町村で対応可能な方法であること（普遍性があること）

2. 普通財産の現状について（土地・建物の状況）

- 土地は、約 4600 筆・面積で 918 万㎡、建物は、約 280 棟、（延面積）9 万㎡。
- 山林を除いた土地の面積は 241 万㎡で、この内、宅地と雑種地が 122 万㎡。
- 500 ㎡以上の宅地と雑種地の面積の計が、全体の約 8 割。

平成17年度末の現在高 (単位=千㎡)

【普通財産】	土地	建物（延面積）
	9,181	91
《山林》	6,771	0
《小型自動車競走場》	24	28
《職員宿舎》	3	2
《その他》	2,383	61
その他	2,382	
代替物件	1	0

現況	台帳面積の区分	筆数(筆)	計	構成比		構成比の累計	
				筆数	面積	筆数	面積
宅地	1,000 ㎡ 以上	89	457 千㎡	5.9 %	64.8 %	5.9 %	64.8 %
	500 ㎡ 以上 1,000 ㎡ 未満	109	74 千㎡	7.3 %	10.5 %	13.2 %	75.3 %
	200 ㎡ 以上 500 ㎡ 未満	340	105 千㎡	22.7 %	14.9 %	35.8 %	90.1 %
	100 ㎡ 以上 200 ㎡ 未満	291	41 千㎡	19.4 %	5.9 %	55.2 %	96.0 %
	0 ㎡ 以上 100 ㎡ 未満	672	28 千㎡	44.8 %	4.0 %	100.0 %	100.0 %
(宅地 計)		1,501	705 千㎡	100.0 %	100.0 %		
雑種地	1,000 ㎡ 以上	73	392 千㎡	9.9 %	76.5 %	9.9 %	76.5 %
	500 ㎡ 以上 1,000 ㎡ 未満	73	51 千㎡	9.9 %	9.9 %	19.9 %	86.4 %
	200 ㎡ 以上 500 ㎡ 未満	128	40 千㎡	17.4 %	7.8 %	37.3 %	94.2 %
	100 ㎡ 以上 200 ㎡ 未満	121	17 千㎡	16.5 %	3.4 %	53.7 %	97.5 %
	0 ㎡ 以上 100 ㎡ 未満	340	13 千㎡	46.3 %	2.5 %	100.0 %	100.0 %
(雑種地 計)		735	513 千㎡	100.0 %	100.0 %		
(宅地+雑種地) 合計	1,000 ㎡ 以上	162	849 千㎡	7.2 %	69.7 %	7.2 %	69.7 %
	500 ㎡ 以上 1,000 ㎡ 未満	182	125 千㎡	8.1 %	10.2 %	15.4 %	79.9 %
	200 ㎡ 以上 500 ㎡ 未満	468	145 千㎡	20.9 %	11.9 %	36.3 %	91.8 %
	100 ㎡ 以上 200 ㎡ 未満	412	59 千㎡	18.4 %	4.8 %	54.7 %	96.7 %
	0 ㎡ 以上 100 ㎡ 未満	1,012	41 千㎡	45.3 %	3.3 %	100.0 %	100.0 %
(宅地+雑種地) 合計		2,236	1,218 千㎡	100.0 %	100.0 %		

※上記の表中、面積については、台帳面積と現況(実測)面積が混在している。

3. 資産評価を行なう売却可能資産（対象）と評価方法

(1) 対象

土地	宅地及び雑種地
建物	全施設(今後の検討によっては、耐震補強が不要な建物に限定する考え方もある)

(2) 評価方法

土地	500㎡以上	案1による
	500㎡未満	案2による
建物	案1による	

↓

土地	案1
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資産評価額＝固定資産税の路線価÷0.7 ➤ 市街化区域は市街地宅地評価法（路線価）を活用。 ➤ その他の区域については、その他宅地評価法（状況類似図）を活用。 ➤ 路線毎及び状況類似区域毎（一定の区画）に設定されている路線価を0.7で割り戻し対象面積を乗じて算出。 ➤ 市街化区域以外の雑種地については、宅地比準により、0.3を乗じた路線価とする。
	案2
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資産評価額＝（宅地の総評価額／宅地の評価総地積）÷0.7×対象面積 ➤ 全市域を旧11市町村及び旧浜松市5地区の計16地区に区分。 ➤ 各地区の宅地の平均評価額を算出し、0.7で割り戻した上で、各地区の対象面積を乗じて算出。（1筆ごとの評価はしない）

建物	案1
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築価格－（建築価格÷法定耐用年数）×建築経過年数 ➤ 現在の総務省方式（昭和44年度以降の決算統計データを反映させたもの）の考え方に基づき算出。
	案2
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築価格－（建築価格×（1－0.1）÷法定耐用年数）×建築経過年数 ➤ 残存価格として1割を控除し、定額法により、建築経過年数に応じた減価償却費を控除し算出。

4. 売却可能資産の評価に伴う公共資産からの控除の考え方

取得価格の把握		昭和44年度以降の取得財産		昭和43年度以前の取得財産
		可能な資産	不可能な資産	
土地	500㎡以上	取得価格を控除	資産評価額を控除	取得価格を控除しない
	500㎡未満	資産評価額を控除		
建物		資産評価額を控除（ただし、現時点で既に控除されているため対応不要）		取得価格を控除しない

5. 上記の評価方法についての考察

		案1	案2
土地	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 仮評価の考え方とほぼ同様であり、比較的正確な結果が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村にデータが備えられていることから、普遍性がある。 簡便な方法であり、労力を要しない。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 地番データから地区や路線番号の検索に労力を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平均値を用いるため、必ずしも地域の実態を正確に反映しているとはいえない。
建物	メリット	<ul style="list-style-type: none"> これまでの総務省方式を踏まえた評価方法のため、財務諸表の継続性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な企業会計の考え方に基づく方法であり、第三者からの評価が得られやすい。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な企業会計の考え方に基づく方法ではないため、第三者の評価が得られにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの総務省方式の考え方と異なるため、財務諸表の継続性がなくなる。

6. 今後の取組みに向けた課題

- 普通財産のうち、100㎡以上500㎡未満の土地については、今後案1方式により順次評価を行う。
- 普通財産のうち、100㎡未満の土地については、当面案2方式によるものとする。
- インフラ資産を除く行政財産については、今後普通財産に準じて評価を行う。
旧市町村のこれまでの財産台帳の管理上の対応（財産の分類の考え方等）が異なっていることから、統一した基準による個別データの整理が必要。
- 今後、個別データの整理による数値の異動が見込まれる。

不納欠損見込計上額について

浜松市資料 3

1 過年度分滞納繰越額の現状

① 平成17年度末の過年度分滞納繰越額

80万円以上	981件 (3.4%)	2,900百万円 (52.8%)
20万円以上 80万円未満	3,501件 (12.1%)	1,273百万円 (23.2%)
20万円未満	24,434件 (84.5%)	1,321百万円 (24.0%)
計	28,916件	5,494百万円

② 28,916件の滞納繰越額を個々に確認し、分析・分類することは、事務的に大きな負担であり、他市町村においても同様と思われる。

③ 80万円以上の債権は、全体の件数の3.4%、金額では52.8%を占める。実際に市においてもこれらの大口の債権に重点をおいて滞納整理を行っており、個々債権の内容も比較的よく把握している。

2 不納欠損見込計上額の取扱い

滞納繰越額の現状を踏まえ、事務的に対応可能な方法として、次のような整理を行う。

① 80万円以上の債権

- 徴収の可能性ごとにA～Dランクに分類。
- 過去の実績を勘案し、A～Dのランクごとに不納欠損見込率を設定。
- ランクごとの滞納繰越額×不納欠損見込率を不納欠損見込額とする。

② 80万円未満の債権

- ランク別の分類はしない。
- $(\text{時効分} + \text{執行停止分}) \div (\text{滞納繰越徴収額} + \text{時効分} + \text{執行停止分})$ の過去5年平均の率を不納欠損見込率とする。
- 滞納繰越額×不納欠損見込率を不納欠損見込額とする。

③ 平成17年度決算は、ランク別の分類を行わないで不納欠損見込を計上。

④ 平成18年度決算から、80万円以上の債権についてランク別の分類により不納欠損見込を計上。

⑤ 事務的負担を検証して、今後、分類対象債権の金額の拡大等を検討する。

平成17年度

浜松市の財政のすがた

浜 松 市

目 次

1 浜松市財政の概要

(1) 市政の概要	1
(2) 市の会計体系	2
(3) 平成17年度一般会計決算の総括	3
(4) 財政指標による市財政状況の分析	
① 市の主要な財政指標	5
② 市債残高	5
③ 財政力指数	8
④ 公債費比率	9
⑤ 実質公債費比率	10
⑥ 経常収支比率	12
(5) 決算を踏まえた今後の取り組み	13
(6) 市税等の滞納状況	15

2 浜松市の財務諸表

(1) 連結財務諸表	
① 連結バランスシート	17
(2) 普通会計にかかる財務諸表	
① バランスシート	26
② 行政コスト計算書	31
③ 純資産変動計算書	33
④ 資金収支計算書	37
(3) 普通会計の将来負担に関する情報	39
(4) 財務諸表からわかる浜松市の財政活動(普通会計)	
① 17年度と16年度のバランスシート比較	41
② 17年度と16年度の行政コスト計算書比較	43
③ 財務諸表による財政活動分析と他都市比較	44

3 決算統計から見た普通会計決算

(1) 総括

① 全国的な比較から見た浜松市の特徴 51

② 経年変化から見た平成17年度決算の特徴 53

(2) 歳入決算の状況 55

(3) 歳出決算の状況 57

4 市民一人ひとりにかかる財政分析

(1) 浜松市の決算を家計簿に例えると

① 家計簿 59

② 市民一人当たりの資産・負債 60

③ 市民一人当たりの行政コスト計算書 63

(2) 市民一人にかかる浜松市の財政分析

① 市民一人当たりの資産と負債の関係 64

② 社会資本整備と行政コストの関係 65

5 施設別財務諸表の試行

(1) 施設別財務諸表を導入するねらい 66

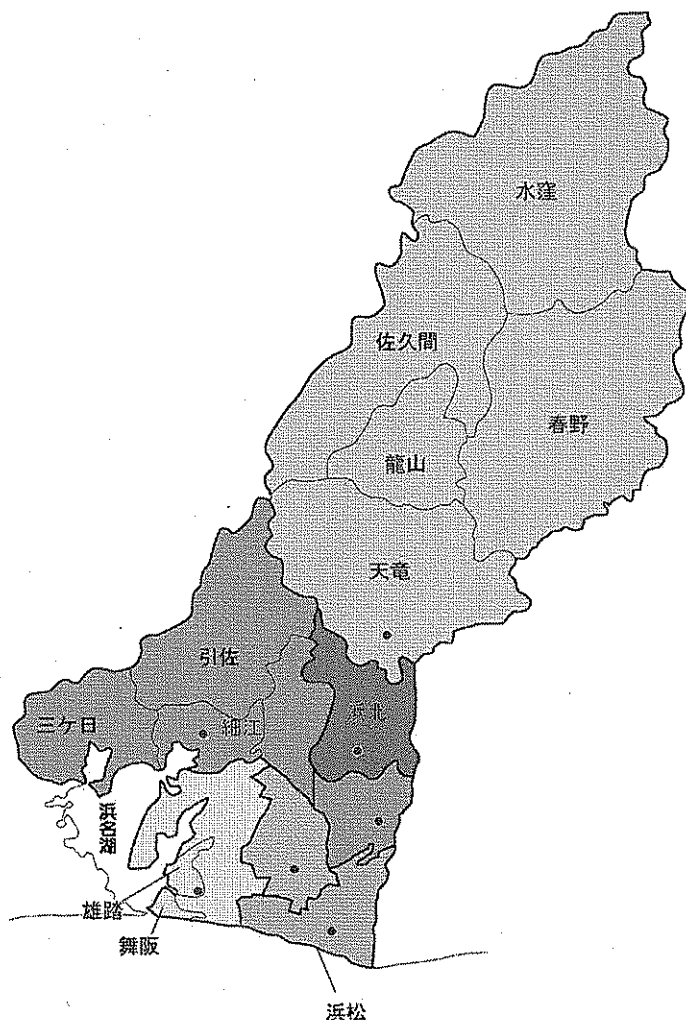
(2) はまゆう図書館のバランスシート・行政コスト計算書 66

1. 浜松市財政の概要

(1) 市政の概要

浜松市は平成 17 年 7 月 1 日に天竜川・浜名湖地域 12 市町村による合併を行い、人口 80 万を超える県下最大、中部圏では名古屋市に次ぐ規模の都市となった。

市町村合併を終え、平成 19 年 4 月の政令指定都市移行を目指すなかで、浜松市では新行政経営計画や定員適正化計画など各種計画の策定、行政改革審議会の設置など、積極的に行財政改革を進めている。



面積：1,511.17 平方キロメートル

人口：818,993 人（平成 18 年 8 月 1 日現在）

浜松市の平成 17 年度当初予算は、

- ・市民要望にきめ細かく柔軟に対応
- ・行政改革の推進
- ・合併を円滑に実現し、新市の一体性を高める

の 3 つを基本として編成した。

これらの目標を達成するため、以下の事業などを実施した。

- ・なかよし館の建設、子育て支援センターの開設、小中学校へのスクールヘルパーの配置など、子ども政策や障害者支援をはじめとした、市民に身近で要望の多い事業を実施。
- ・定員適正化計画に基づく人件費の削減や行政評価システムとの連動による事務事業の見直しを実施。

(2) 市の会計体系

総決算額 4,669 億円

(一般会計 2,157 億円、特別会計 1,855 億円、企業会計 657 億円)

市の会計には、一般会計・特別会計・企業会計の3種類があり、法律により会計の基本は、企業会計を除き現金主義・単式簿記で行われている。

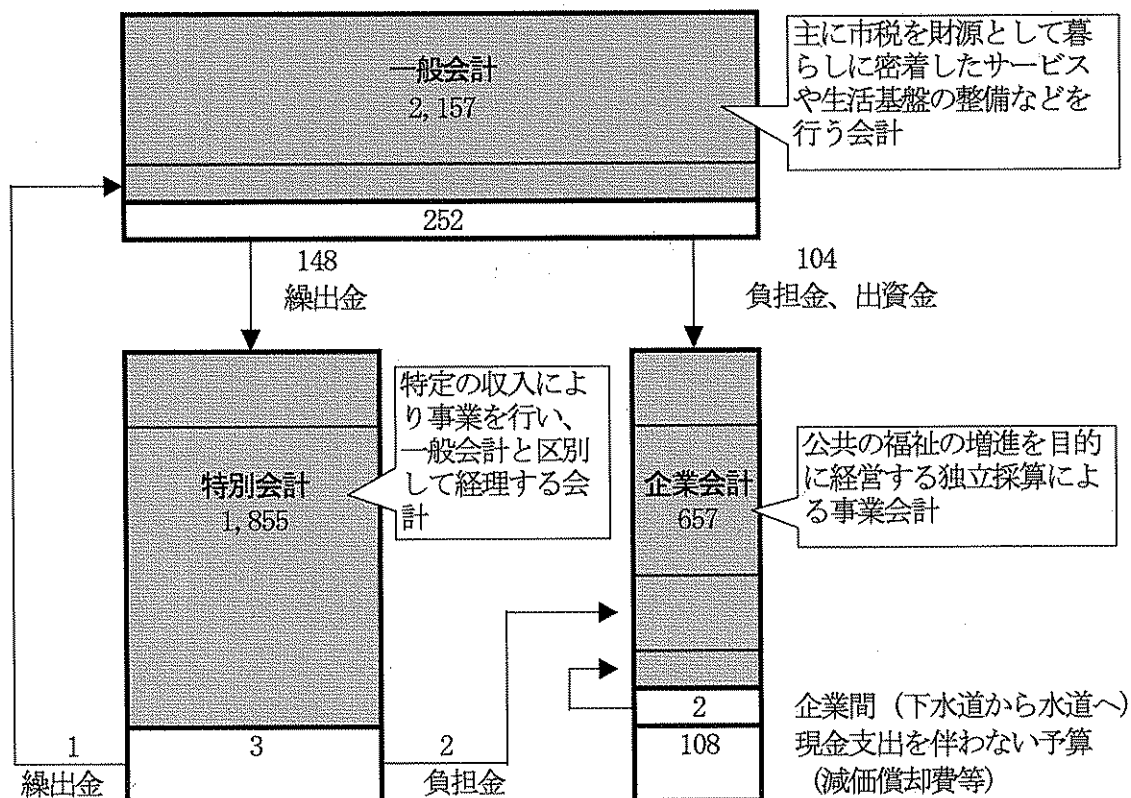
各会計の決算額は、単純合算では 5,034 億円になるが、各会計間で相互にやりとりする重複部分と現金支出を伴わない額を控除すると、平成 17 年度の現金ベースでの全会計総決算額は、4,669 億円となった。

●各会計間のやりとり

現金ベースでの総決算額

(単位：億円)

会計	単純合算 決算額	会計間 重複額処理	現金支出を 伴わないもの	総決算額
一般会計	2,409	252		2,157
特別会計	1,858	3		1,855
企業会計	767	2	108	657
合計	5,034	257	108	4,669



(3) 平成 17 年度一般会計決算の総括

●実質収支は 95 億円の黒字

一般会計決算（新市・通年ベース）

単位：百万円

区 分		H16	H17	比較
1 歳入総額	A	261,483	252,613	△ 8,870
2 歳出総額	B	250,949	240,936	△ 10,013
3 形式収支 (A-B)	C	10,534	11,677	1,143
4 翌年度繰越財源	D	1,200	2,149	949
5 実質収支 (C-D)	E	9,334	9,528	194
6 単年度収支 (E-前年度E)	F	815	194	△ 621
7 積立金	G	1,120	92	△ 1,028
8 繰上償還金	H	286	516	230
9 基金取崩額	I	3,581	250	△ 3,331
10 実質単年度収支(F+G+H-I)	J	△ 1,360	552	1,912

※H16は減税補てん債の借換除く

※H16は旧12市町村の合算額、H17は旧11市町村の4～6月分を含む

平成 17 年度の形式収支は 117 億円の黒字となった。平成 18 年度への繰越事業に充当する翌年度繰越財源を除いた実質収支でも 95 億円の黒字となっている。

平成 17 年度のみ収支をとらえた単年度収支は、2 億円の黒字。単年度収支に、積立金や繰上償還金の黒字要素、基金取崩しの赤字要素を加えた実質単年度収支は、6 億円の黒字となっている。

用語の解説

形式収支…歳入決算総額から歳出決算総額を引いた額。

実質収支…形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源引いた額。

単年度収支…実質収支から前年度の実質収支を引いた額

実質単年度収支…単年度収支のなかには、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。これらを控除した単年度収支のこと。

減税補てん債…個人住民税等にかかる税制改正による減収額を埋めるために措置されているもので、平成 16 年度は平成 7 年度と平成 8 年度に発行した減税補てん債の借換えを行いました。

●プライマリーバランスを維持し、引き続き市債を抑制

中期財政計画目標値（計画期間：平成12年度～平成21年度）

- ・平成16年度末一般会計市債残高2,000億円以下
- ・公債費比率15%以下への誘導

一般会計の市債残高（臨時財政対策債を除く）は、平成16年度末に2,000億円以下を実現した。なお、平成17年度決算では合併により残高は2,690億円となったが、プライマリーバランスを維持した結果、前年度比では102億円の減となっている。

公債費比率は、平成17年度決算では15.6%となり、前年度に比べて0.1ポイント増加した。なお、現在の中期財政計画策定時には臨時財政対策債の制度はなく、また後年度100%交付税措置される市債であるため、目標設定に際しては臨時財政対策債を除いていたが、今後は臨時財政対策債も含めたトータルの目標設定をしていく。

用語の解説

市債(地方債)…施設や道路などの公共施設の建設事業を目的とした国や銀行などからの借入金。

公債費比率…毎年度の元金や利子に要する経費を公債費といいますが、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼びます。

臨時財政対策債…地方交付税の代替として発行される地方債。元利償還金の全額が後年度に基準財政需要額に算入される。

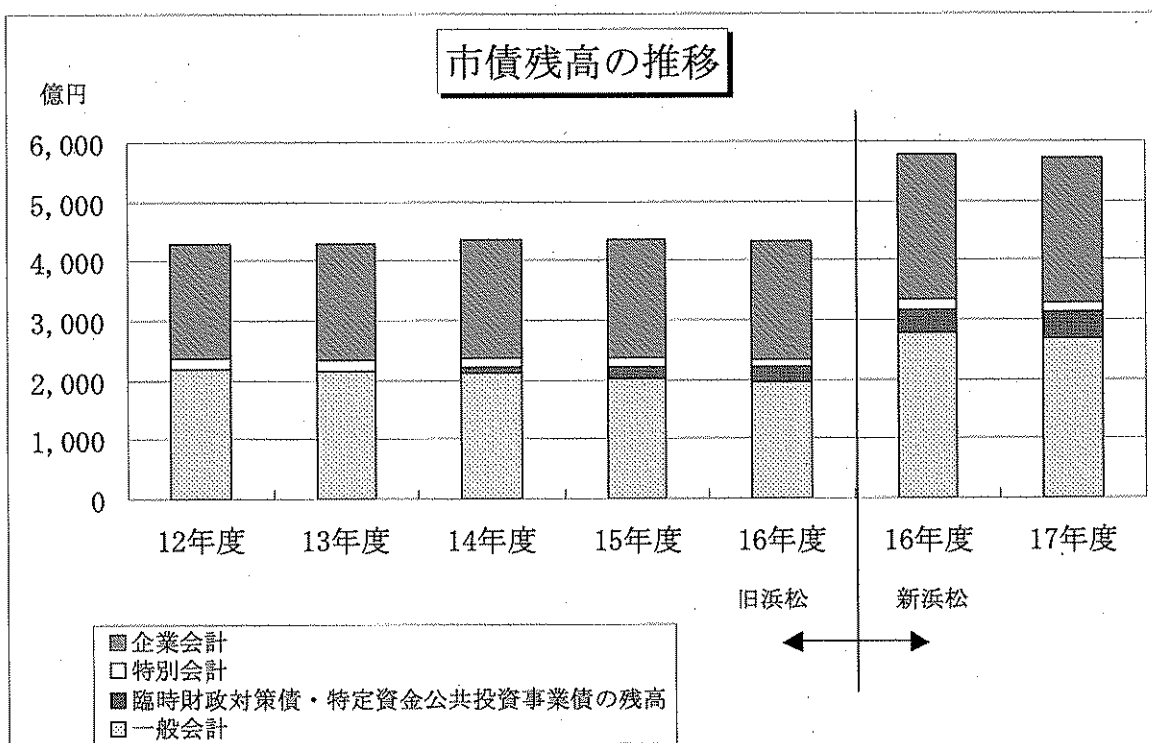
プライマリーバランス…歳入から市債発行額を引いた金額と、歳出から公債費(市債の元利償還金)を引いた金額の差で、基礎的な財政収支のことをいいます。黒字の場合は、公債費以外の歳出を市債以外の歳入でまかなっていることとなり、市債の残高も過大に増えず健全な状態です。一方、赤字の場合は、公債費以外の歳出について市債を発行しなければまかなえず、将来の世代に負担を先送りしている状態で、市債の残高も増えることとなります。

(4) 財政指標による市財政状況の分析

①市の主要な財政指標

区 分		浜松市	政令市平均
市債残高	総額	5,716 億円	
	一般会計	3,122 億円	
	特別会計	177 億円	
	企業会計	2,417 億円	
財政力指数		0.84	0.82
公債費比率		15.6 %	19.7 %
実質公債費比率		17.9 %	18.3 %
経常収支比率		83.0 %	93.1 %

②市債残高



※内訳は資料編P8を参照

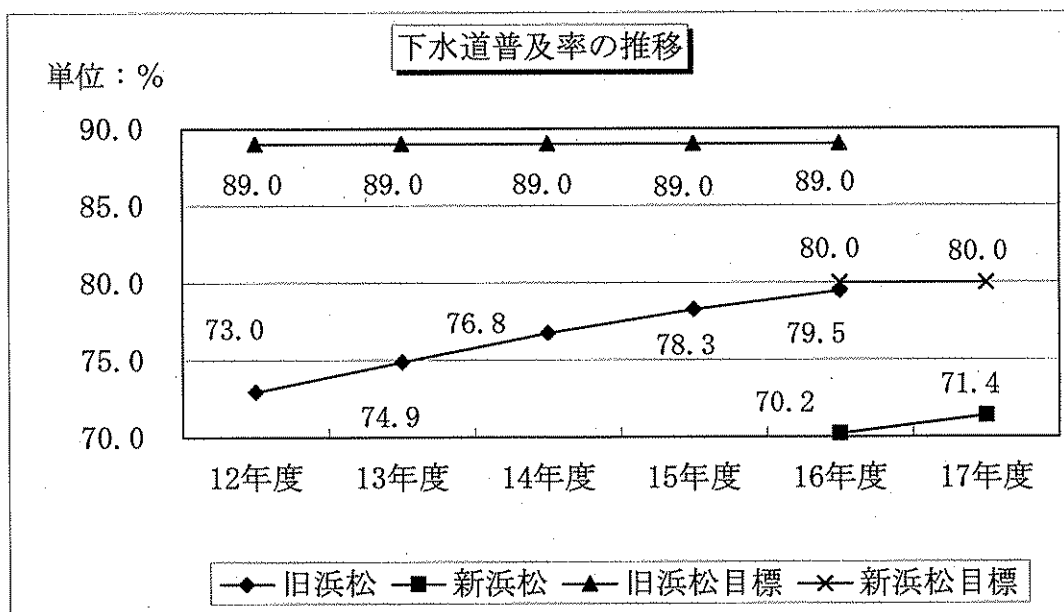
用語の解説

特定資金公共投資事業債…NTTの株式の売払収入を活用した貸付金。
後年度、国から償還相当額が交付される。

《市債残高の現状》

- ・市町村合併により、一般会計市債残高は 917 億円の増加で、旧浜松市の 1.4 倍に、また、総市債残高では 1,393 億円の増加。
- ・一般会計市債残高は 3,122 億円。新市ベースでは残高も 38 億円の減少。浜松市では、中期財政計画を策定し、一般会計市債残高の管理を行ってきた成果により、平成 12 年度以降市債残高を減少させてきた。
- ・一般会計市債残高のなかで、臨時財政対策債の占める割合が大きくなっている。
- ・企業債残高は 2,417 億円で、横ばいとなっている。一番大きな割合を占めるのが下水道事業であり、積極的に下水道の普及率を上げるために投資を行ってきた結果、市債残高は 1,898 億円と大きくなっている。しかし、その結果、下水道普及率は旧浜松市で平成 16 年度には 79.5%に達し、新浜松市ベースでも平成 17 年度に 71.4%に達している。政令指定都市の平均 94.9%に比べると大きく下回っているが、中山間地域を多く抱える地理的な要因によるものであると考えられる。

下水道事業の状況（普及率と起債残高）



※下水道普及率=排水処理区人口/行政区域人口

下水道事業の起債残高

単位：億円

	H12	H13	H14	H15	H16	H17
旧浜松市	1,417	1,465	1,497	1,511	1,520	
新浜松市					1,886	1,898

《市債残高にかかる他都市比較》※資料編P6参照

- ・一般会計当初予算額に対する市債残高の割合は、約 1.3 倍で、静岡市と比べても同程度である。また、政令市平均では約 1.7 倍であり、政令市と比べればそれほど大きくない。
- ・一般、特別、企業の各会計の単純合算額に対する総市債残高の比率は 1.13 倍であり、静岡市 (1.02 倍) と比べると高くなっているものの、政令市平均(1.32 倍)と比べれば小さな値となっている。

《起債残高にかかる評価と今後の方針》

- ・一般会計市債残高及び一般、特別、企業の各会計の合算額である総市債残高のいずれも、他の政令市と比較すると適切な規模であると考えられる。
- ・しかし、市債については、必要な事業にかかる起債であるかについて予算編成上しっかりと精査し、市債の発行についてはできるだけ抑制基調で行っていくことが必要不可欠である。また、臨時財政対策債の残高が増加していることから、臨時財政対策債も市債であるという認識のもと、臨時財政対策債も含めた市債管理が必要である。
- ・企業債についても、下水道事業の今後の進捗と大きく関わるため、必要な下水道事業の範囲、普及率の目標設定等が求められる。
- ・新しい中期財政計画（平成 18 年度に策定）においては、総市債残高にかかる目標設定を行い、市財政全体を管理する形での財政運営が求められる。

用語の解説

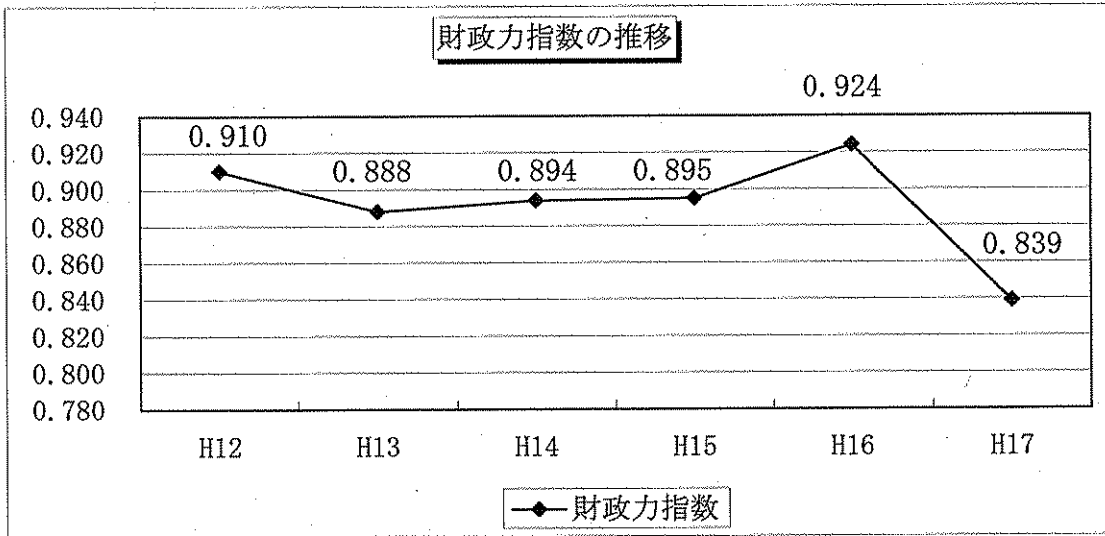
財政力指数…基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値のこと。財政力指数が1を超える場合、普通交付税の不交付団体となり、1に近い団体ほど留保財源が大きく、財源に余裕があることになる。

基準財政収入額…普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

基準財政需要額…普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は、施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

地方交付税…地方公共団体が等しく事務を遂行することができるように、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を、基準により国が交付する税のこと。地方交付税は普通交付税と特別交付税に分かれています。普通交付税は、各地方公共団体ごとに基準によって算出された、基準財政収入額と基準財政需要額の差額を基礎として交付される。特別交付税は、普通交付税の算定に反映することができなかつた特別の事情を考慮して交付される

③財政力指数



《財政力指数の現状、他都市比較》※資料編P8参照

- ・財政力指数は平成12年度以降、0.9前後で推移してきた。平成17年度は市町村合併の影響により、0.839となった。

平成16年度 財政力指数

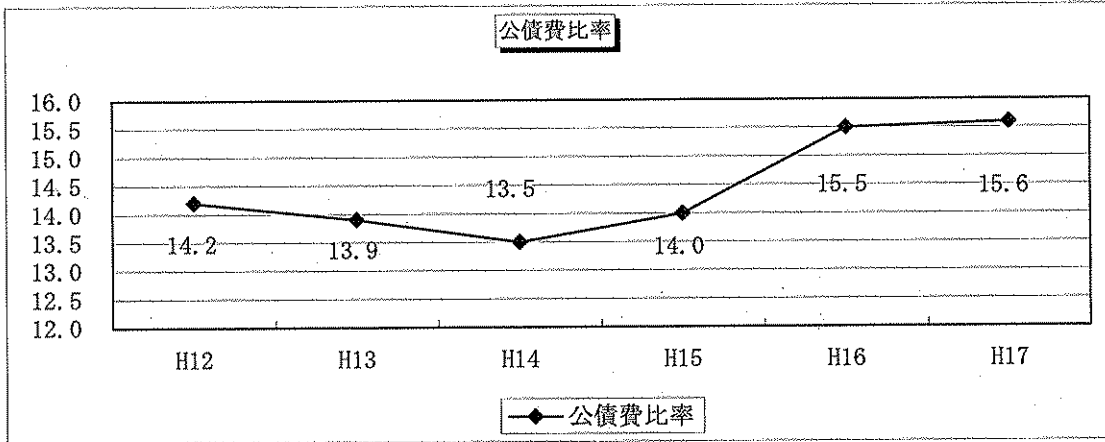
浜松市	0.92	雄踏町	0.57	春野町	0.24
浜北市	0.77	細江町	0.70	佐久間町	0.32
天竜市	0.42	引佐町	0.46	水窪町	0.19
舞阪町	0.60	三ヶ日町	0.63	龍山村	0.30

- ・政令指定都市の平均は0.82、人口50万人以上の主要都市の平均は0.80であり、浜松市はいずれも平均を超える数値である。

《財政力指数の評価と今後の方針》

- ・浜松市の財政力指数は、平均水準以上であり、財政運営上の財源には一定の余裕があると考えられる。
- ・収入面においては、国の動向等、一般財源の変動要素が不確定であるものの、市税の収納率向上など財源の確保を進めていく。
- ・支出面においては、投資的経費の抑制をしつつ、過剰な設備投資とならないような施設整備を心掛ける。

④公債費比率



《公債費比率の現状、他都市比較》

- 平成15年度までは、14%前後で推移していたが、平成16年度以降は15.5%程度に上昇した。これは、三位一体の改革の進展により、交付税が大きく減少した結果、一般財源総額が減少したことによるものである。

地方交付税

単位：億円、%

	旧浜松					新浜松		前年度対比	
	H12	H13	H14	H15	H16	H16 A	H17 B	増減 B-A	伸び率
普通交付税	102	108	89	87	18	168	162	△ 6	△ 3.6
特別交付税	8	7	7	7	12	37	34	△ 3	△ 8.1
合計	110	115	96	94	30	205	196	△ 9	△ 4.4

※16年度新浜松は、合併関係12市町村の合算額

※17年度新浜松は、合併関係11市町村の4月～6月の決算額を含む

- 政令指定都市の平均は19.7%であり、浜松市の15.6%はこれを大きく下回る数値である。

《公債費比率の評価と今後の方針》

- 国の動向等、一般財源の変動要素が不確定であるものの、公債費比率の抑制に努める。
- 公債費は過年度に借り入れた市債の元利償還金であり、公債費の抑制については、前述した市債残高の管理同様、新しい中期財政計画で管理していく。

用語の解説

三位一体の改革…国から地方への補助金の削減、地方交付税の見直しとともに、税源を国から地方へ移譲すること。これら3つの改革をまとめて実行することから、三位一体の改革と呼ばれている。

⑤実質公債費比率 → 17.9% (⑮17.4%、⑯18.7%、⑰17.5%)

《実質公債費比率の現状》

- ・実質公債費比率は、公債費に準ずる助成、繰出しなどを公債費に加え、実質的な公債費による財政負担の程度を示す指標として、平成18年度から新たに導入された指標である。
- ・平成17年度の実質公債費比率は17.9%であり、政令市平均(18.3%)は下回っているものの、18%以上の団体は起債の許可団体となる(25%以上になると発行制限団体となる)ことから、当該値を下げていくことが必要な状況である。
- ・浜松市の実質公債費比率は、起債制限比率(⑰11.4%)に比べ、6.5%の上昇となっており、これは総務省速報値による政令市の平均ギャップ3.5%と比べても大きな上昇幅となっている。その要因としては以下のようなことが考えられる。

(歳入面)

- 1)平成15年度から平成17年度にかけて、交付税及び臨時財政対策債発行可能額が大きく減少し、標準財政規模等、一般財源総額が縮小した。

(歳出面)

- 2)過年度において、下水道事業に積極的に取り組んできたことから、下水道にかかる財政負担が他市に比べて大きくなっている。
 - 3)居住面積が広い地勢上、積極的に区画整理、土地改良によるまちづくりを行ってきた経緯があり、その財政負担が大きくなっている。
 - 4)土地開発公社の保有土地解消をここ数年積極的に行ってきたおり、その手法の一つとして債務負担行為の活用を行ってきた。
- ・なお、当該指標は今年から導入されたものであり、要因については、更なる分析が必要である。

《他都市との比較》

- ・政令市平均は18.3%であり、浜松市は政令市平均よりはよい値である。(資料編P7参照)
- ・当該値は、どのような公営企業を有しているか、によっても変動要因が大きく異なってくると考えられるものであるが、浜松市は上記のような要因により、他市に比べ起債制限比率とのギャップが大きくなっていると考えられる。

《実質公債費比率にかかる評価と今後の方針》

- ・浜松市の実質公債費比率は、起債制限比率のレベルに比べて高い値となっており、今後改善を要するものである。
- ・具体的には以下のような取組みなどを行い、中長期的な改善を図ることが必要である。

- 1) 中期財政計画の策定及びその中での企業債を含めた市債抑制の目標設定、管理など、市全体を総括した中長期的な財政運営
- 2) 土地改良事業、区画整理事業にかかる計画規模の精査と規模の適正化
- 3) 計画的な土地開発公社の保有土地の解消 など

・なお、歳入面では三位一体の改革による税源移譲に伴う市税の増などが見込まれ、また歳出面でも行財政改革効果により、今後の実質公債費比率は改善していく見込みである。

用語の解説

実質公債費比率…公債費に準ずる助成、繰出しなどを公債費に加え、実質的な公債費による財政負担の程度を示す指標。過去3年間の平均値で算定。従来の起債制限比率の算定に以下の要素を加えたこととなります。

- ①企業債の償還に充てられたと認められる企業会計への繰出金
- ②公債費に準ずると認められる土地改良や区画整理等に対する助成
- ③用地取得に係る債務負担行為

単純化すると、下記のような数式となる

$$\frac{\text{公債費に充てた一般財源} + \text{公債費類似のものに充てた一般財源} - \text{それらに対する交付税措置額(A)}}{\text{標準的な税収入等} + \text{交付税額} + \text{臨時財政対策債の発行可能額} - (A)}$$

したがって、比率が高くなる要因としては、分子(歳出)である公債費、公債費類似のものが大きくなること、及び、交付税、臨時財政対策債の減により分母(歳入)が小さくなることが考えられる。

起債制限比率…公債費から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値を、標準財政規模から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値で割った数値の、過去3カ年の平均値。

地方債の許可団体…実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、実質公債費比率の適正化を図るための計画を策定し、計画の内容、実施状況等を勘案して地方債の発行を許可するものとされている。

地方債の発行制限団体…実質公債費比率が25%以上の地方公共団体は、原則として一部事業の地方債の発行を許可しないものとされている。